

令和6年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第141号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年12月12日(木)

福祉部子ども未来局子ども家庭課

1 改正理由

児童手当法の改正により、児童手当の支給対象となる施設入所児童の範囲が拡大され、**母子生活支援施設に入所している児童のみで構成する世帯に属する者が、新たに施設入所等児童に追加された。**

これに伴い、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(省令)が一部改正され、**給付金として支払を受けた金銭の管理を行う必要がある施設の対象に、母子生活支援施設が追加されたことにより、市条例の一部を改正しようとするもの。**

2 改正内容

省令の改正により、母子生活支援施設が新たに金銭の管理を行わなければならない施設とされたため、**市条例においても、所管の母子生活支援施設「母と子の家しらゆり」が行わなければならない給付金として支払いを受けた金銭の管理に関する規定を設けようとするもの。**

その他、児童福祉法の一部改正による号ずれを改正するもの。

3 第16条の2 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
(新設)	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理) 児童福祉施設(母子生活支援施設に限る。以下この条において同じ。)は、当該児童福祉施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第12条の2のこども家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p>

4 第27条 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
<p>母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)~(3)省略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)~(3)省略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p>

5 施行期日 公布日